

## フラット35地域連携型（空き家対策）における「地域連携型利用対象証明書」の発行について

### 1) 制度の概要

【フラット35】地域連携型とは、地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による財政的支援「老朽危険空き家除却促進事業費補助金（以下、「解体補助金」という。）」とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

なお、制度をご利用される場合、「地域連携型利用対象証明書」が必要となります。

また、その他の要件等もありますので、詳しくは住宅金融支援機構にお問い合わせください。

### 2) 「地域連携型利用対象証明書」の発行までの流れ

- 1 「解体補助金」を利用して空き家を解体する。
  - ① 岩国市から「解体補助金」に係る「補助金交付確定通知書」の交付を受ける。
  - ② 岩国市へ「解体補助金」に係る「補助金交付請求書」を提出する。
- 2 岩国市へ「地域連携型利用申請書」、「補助金交付確定通知書（写し）」及び「本人確認書類（写し）」を提出する。
- 3 岩国市から「地域連携型利用対象証明書」及び「地域連携型利用申請書（写し）」の交付を受ける。

※ 「地域連携型利用対象証明書」の発行については事前に岩国市建築住宅課へご相談ください。

※ 「地域連携型利用対象証明書」の発行は、令和8年度以降の「解体補助金」の利用からが対象となります。

※ 「地域連携型利用対象証明書」の発行までに、約10日間程度を要します。

※ 「本人確認書類（写し）」は、顔写真付きは1点、顔写真が無い場合には2点必要となります。

※ 「地域連携型利用対象証明書」の発行が、フラット35地域連携型の利用を確約するものではありません。

※ 【フラット35】地域連携型（空き家対策）を利用するためには、空き家を除却した当該土地に住宅を建築する必要があります。その他の利用条件・利用手続き等は、住宅金融支援機構へお問合せください。



住まいのしあわせを、とものつくる。  
**住宅金融支援機構** カスタマーセンター  
ハロー フラット35  
**0120-0860-35** 通話無料

お気軽にお電話ください。土日も営業しています(祝日、年末年始を除く。)。営業時間 9:00~17:00  
利用できない場合(国際電話など)は、次の番号におかけください。☎ 048-615-0420(通話料金がかかります。)

### 3) 「地域連携型利用対象証明書」の発行手数料等

「地域連携型利用対象証明書」の発行手数料は、「無料」です。

郵送で申請される場合、「地域連携型利用申請書」と「返信用封筒（返信先を記載し110円分の切手を貼付）」を同封のうえ、次の宛先へ郵送してください。（郵送前にご連絡ください。）

〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14-51 岩国市建築住宅課 宛  
電話番号：0827-29-5138